

米国におけるエステイト・プランニング と信託について

—わが国における連続受益者型信託の活用可能性に関する一考察—

磯 秀 樹

目 次

- I はじめに
- II 米国のエステイト・プランニングと信託の活用
 - 1. エステイト・プランニングの定義
 - 2. エステイト・プランニングにおいて留意すべき制度
 - (1) 相続手続
 - (2) 生存配偶者の権利保護
 - (3) 財産の所有制度
 - 3. 信託の活用
 - (1) 信託の特徴
 - (2) 信託が多く活用される理由
- III わが国の相続における信託の活用
 - 1. 信託銀行の相続関連業務の現状と課題
 - (1) 現 状
 - (2) 課 題
 - 2. 連続受益者型信託の可能性
 - (1) 問題の所在
 - (2) 信託の仕組の試み
 - 3. 連続受益者型信託の問題点
 - (1) 信託法における有効性の問題
 - (2) 後継ぎ遺贈との類似性の問題
 - (3) 信託期間の問題
- IV おわりに

I はじめに

米国では、日本に比べ財産の相続⁽¹⁾に対する人々の関心は高いと言われている。そしてそこにおいては、一般にエステイト・プランニングと呼ばれる分野において、財産の所有者がどのような目的で、いかなる方法で財産を相続するか等について、生前に計画をたてておくことが行われている。

このように、財産の相続等について生前に計画をたてることを本稿では相続計画と呼ぶが、この相続計画では相続に関連する様々な制度についての知識が必要とされ、そこでは信託が活用されることがある。

ここで信託が活用されるのは、公益目的であったり、生存配偶者等の生活扶助目的であったり、その目的は様々であり、日本において信託が様々な目的で活用されているのと同様である。しかし、米国の信託には日本の信託には見られない幾つかの特徴的な機能があり、その中の重要な機能の1つに受益者連続機能がある。これは例えば、受託者が遺言により信託を設定し、信託財産から生じる利益を享受する権利である信託受益権を第一次受益者の生存配偶者に与え、生存配偶者死亡後は第二次受益者である直系卑属がその信託財産を承継するようなものである。このように米国の信託には、第一次受益者には財産から生じる利益のみを享受させ、第二次受益者へ財産を引き継ぐような機能がある。そしてこの機能を備えた信託は、日本においても財産の相続方法としての利用価値があると考えられる。本稿では最初に米国のエステイト・プランニングと信託について概観し、続いて日本における受益者連続機能を備えた信託の可能性について考察する。

- (1) 本稿においては相続とは財産が制定法に従い相続人に移転すること、あるいは制定法によらず財産の所有者がある意思をもって財産を承継することまたは財産から生じる利益を享受させることをも含む広い意味で使用している。

II 米国のエステイト・プランニングと信託の活用

1. エステイト・プランニングの定義

一般にエステイト・プランニング⁽²⁾は、財産の相続、節税等の問題を全て勘案して行われる必要があると言われているが、ここでは財産の相続に係るエステイト・プランニングに限って述べる。

簡単に財産の相続に係るエステイト・プランニングについて定義すると、それは金融機関、弁護士等の担い手が相続に関連する様々な制度や、その他蓄積されたノウハウを活用して個人のニーズに合わせて生前贈与、遺言の作成、信託の設定等その個人に最適な相続計画をたて、さらにたてられた計画を金融機関、弁護士等が責任をもって実現することを含むものといえることができる。

2. エステイト・プランニングにおいて留意すべき制度

米国においてエステイト・プランニングが実際に行われる際に留意しなければならぬ制度は多数存在し、またその内容は複雑であり、さらに原則として州毎に異なるが、本稿では米国において原則的な3つの制度即ち、相続手続、生存配偶者の権利保護、財産の所有制度について日本における制度との比較をしながら概観する。

(1) 相続手続

ここでは、仮にある人が相当額の遺産を残し、その遺産の分配に関する適法な遺言を残して死亡したことを想定する。この場合、日本においては遺言が公正証書の形式をとっていれば一般にその遺言執行者、遺言執行者が指定されていない場合には相続人全員が共同して、遺言内容に従った遺産の分配を行うことになる。そしてこの手続は、比較的短期間でまた相続人が相続手続を行うのであれば、さほど費用もかかるものではない。

これに対して米国では、一般に遺産はいったん裁判所が監督する人格代表者と呼ばれる者の管理に服させることになる。人格代表者は遺産を収集、管理し

この遺産から被相続人の債務、葬儀費用、租税、管理費用等を支払った後の遺産について、遺言内容に従って相続人あるいは受遺者に分配することになる。人格代表者が遺産を管理する手続を遺産管理手続と言ひ、この手続には相当の期間を要し、また人格代表者に対する莫大な報酬がかかる⁽³⁾と言われている。

また、遺産に複数の不動産、動産が含まれかつその不動産の所在地が複数州にまたがる場合には、遺産管理手続はより複雑になり、手続期間が長くなる。これは一般に遺産管理手続は被相続人の最終居住地で行われるが、不動産については、その所在する州において別個に遺産管理手続を行うという原則があるためである。この原則により、被相続人の最終居住地の遺産管理手続には他州で行われた遺産管理手続を取りまとめる手続が付加されることになる。

以上のような複雑な遺産管理手続が存在し、この手続のために相続人が財産を取得するまでに長期間を要することになる。そしてこの手続自体を回避することが、エステイト・プランニングの目的とされることがある。

(2) 生存配偶者の権利保護

日本において、相続分の指定については遺留分制度により拘束を受け、生存配偶者には遺産全体に対して4分の1、3分の1ないしは2分の1の遺産を取得する権利が与えられている⁽⁴⁾。米国においては遺言の自由は相当広い範囲で認められるが、やはり生存配偶者に対する遺留分に類似する制度が存在する。しかし、ここで問題なのはこの遺留分に類似した制度も米国において画一的なものではなく、州毎にその内容が異なる点である。本稿では全ての州の制度に触れることはできないので、米国において採られている原則的な2つの生存配偶者に対する遺留分類似制度、寡婦産権と夫婦共有財産制⁽⁵⁾を紹介するに止める。

米国においては、夫婦間の財産の保有形態には夫婦別産制と夫婦共有財産制の2つの制度が存在し、州によって採用している制度が異なっている。夫婦別産制を採用する州においては日本と同様、財産はそれを取得した者に帰属する。一方、夫婦共有財産制を採用する州の下では、婚姻中に取得した財産については、その名義にかかわらず夫婦がそれぞれ2分の1の共有持分をもち、夫婦のどちらかが死亡した場合にはその持分を当然に相続できる。

米国におけるエステイト・プランニングと信託について

但し、この共有財産には夫婦のいずれかがその地位に基づき取得した、例えば相続により取得した財産は含まれない。そしてこれら異なる2つの制度の下では、当然生存配偶者の権利保護の内容は異なる。

夫婦別産制を採用する州では、従来、^{かんぶ}鰥夫産権、^{かふ}寡婦産権と呼ばれる生存配偶者の遺留分類似制度が存在した。鰥夫産権は生存した夫が亡くなった妻の所有していた不動産上に取得する、その生存中に限り所有を認められる生涯権と呼ばれる権利であり、寡婦産権は妻が亡くなった夫の有していた不動産についてもつ生涯権である。鰥夫産権については現在大部分の州で廃止され、この制度が残っている州においてもその権利内容は寡婦産権と同様のものに変更されているため、ここでは寡婦産権についてのみ述べる。従来、寡婦産権とは、夫が死亡時に所有していた遺産の不動産に係る権利のうち3分の1を、妻にその生存中に限って与えるというものであった。しかし、この権利は動産には及ばず、また夫の生前の譲渡に対しても対抗できる権利であるため取引の安全性を著しく阻害するものとして、現在では各州で修正された。この修正内容については州によって異なり一概には言えないが、一例をあげれば寡婦産権を廃止する一方で、夫の遺産全てに対して一定割合の遺産について完全な権利を認めるかわりに、夫の生前処分には及ばない権利を創設し、生存配偶者の権利保護を図っている。

また、夫婦共有財産制を採用する州では、この制度自体が生存配偶者の権利保護として機能している。つまり夫婦共有財産は、一方配偶者による生前の財産処分は無効とされ、一方配偶者の死亡によりその持分を相続できるため、完全に生存配偶者の権利は保護される。ただし、夫婦のいずれかがその地位に基づき相続等で取得した財産は夫婦共有財産とはならず、夫婦共有財産が少ない夫婦にとっては必ずしも十分な権利保護が図られているとは言えない。

以上、ここでは米国における遺言の自由に関する制限の一例について述べたが、この他にも遺言に関する制限があり、これらの制限を踏まえた上でエステイト・プランニングがなされる必要がある。

(3) 財産の所有制度

日本において、財産を所有することを表象する権利は所有権であり、1つの財産には1つの所有権しか存在しない。一方、米国ではそもそも所有権という概念は存在せず、ここに米国における財産の所有制度の複雑さが存在する。ここであえて所有権という言葉を使って説明するならば、米国における所有権とは財産に対してある法的行為、または法的な出来事によって与えられた権利とすることができる。

この所有権は1つの財産に複数存在するということがある。そして、同じ財産における複数権利者間で争いが生じた場合には権利者のもつ権利の優劣により、解決が図られることになる。

この所有制度についてよりわかりやすくするために、同一財産に複数権利者が存在する場合について2つの例をあげて説明する。

その1つの例は、エクイティー上の所有権とコモンロー上の所有権が同一財産に存在する場合である。コモンロー上の所有権は原則として財産を自由に使用・処分・収益できる絶対的な権利であるが、米国ではコモンロー上の所有権から生じる利益を享受する権利を分離することが可能であり、この権利のことをエクイティー上の所有権とすることができる。エクイティー上の所有権の代表的な例としては、信託が設定された場合の信託財産に対するものである。つまり、信託の設定により受託者はコモンロー上の所有権を取得することになるが、このコモンロー上の所有権には信託財産から生じる利益を享受する権利は含まれない。一方、この利益を享受する権利はエクイティー上の所有者である信託の受益者がもつことになる。このように、1つの財産にコモンロー上の所有権とエクイティー上の所有権の2つが同時に存在することがありえる。

2つ目の例は同一財産に複数のコモンロー上の所有権が存在する場合である。米国では不動産に対するコモンロー上の権利として絶対的単純封土権、生涯不動産権⁽⁶⁾等がある。絶対的単純封土権とは不動産を使用・処分・収益できる絶対的な権利であり、生涯不動産権とはある人がその生存中に限り不動産を使用・収益できる制限的な権利である。同一財産に複数権利者が存在する例としては、

米国におけるエステイト・プランニングと信託について

例えば、絶対的単純封土権者がある者に生涯不動産権を譲渡するような場合が考えられる。この場合、1つの財産に絶対的単純封土権と生涯不動産権が同時に存在し、絶対的単純封土権者は生涯不動産権者の死亡により再び絶対的単純封土権者として、不動産を使用・処分・収益できる権利をもつことになる。このように、米国においては信託受益権、生涯不動産権のような権利が存在し、エステイト・プランニングにおいてはこれらの権利を活用することにも留意する必要がある。

以上のように、米国においては相続の際に関連する制度は複雑であり、また州毎に制度が異なることもあり、個人の相続に関する意思を実現するにあたっては、これらの制度を十分に踏まえた上で対策を講じる必要がある。これが米国においてエステイト・プランニングが多くなされる理由の1つである。

3. 信託の活用

(1) 信託の特徴

① 生前信託が多く利用される。

米国で利用される信託には、遺言により設定される遺言信託と生前信託がある。生前信託とは遺言信託に相對するもので、例えば自分が無能力となることに備えて、生前より信託を設定するものである。これは米国において信託宣言が認められていることとも関連するが、例えば自分が無能力になるまでの間は金融機関等と自分が信託の共同受託者となり、自分で財産を自由に使用・処分・収益することができる信託である。そして自分が無能力になった場合には、自分が死亡するまでの間信託の利益を享受し、死亡後にはこの信託を終了させ、財産を特定の者に承継するようなものである。この生前信託には、人格代表者による遺産管理手続を回避できるという利点があるために多く利用されている。

② 財産の相次ぎ承継を可能にすることができる。

財産の相次ぎ承継とは、財産から生じる利益をある時期はAに次の時期にはBにと、時系列的に重複しない複数の者に享受させ、最終的にその財産をある特定の者に承継するものである。この機能を備えた信託を連続受益者型信託と

言い、生存配偶者、未成年者の生活扶助等の目的で多く利用されている。日本においてこの機能はあまり馴染みのないものであるが、そもそも米国においては、信託を活用しなくても不動産についてはコモンロー上の生涯不動産権という権利があり、この権利を譲渡することにより財産の相次ぎ承継は可能である。

つまり、例えば絶対的単純封土権をもつ者が生存配偶者に生涯不動産権を与え、生存配偶者死亡後は直系卑属にその不動産の絶対的単純封土権を与えるというようなものである。しかし、不動産以外の財産については、信託を活用する以外にこの相次ぎ承継を可能とする方法はない。

③ 受託者の裁量権を十分に活用できる。

エステイト・プランニングにおいて活用される信託では、受託者に一定の裁量権が与えられることが一般的である。この裁量権には、例えば時代の変化に伴い信託財産をある財産から他の財産に転換するような権利が含まれ、この権利を行使するには財産に関する高度な能力を必要するものである。そして受託者がこの裁量権を行使することにより、受益者に代わって信託財産の価値を維持し、またそのことにより受益者の利益が守られることになる。

(2) 信託が多く活用される理由

① 不動産以外の財産について相次ぎ承継を行うには、信託を利用する方法しかないためである。

不動産については先ほど述べたように、複数の者に対し生涯不動産権を譲渡することによりこの相次ぎ承継が可能であるが、それ以外の財産についてはコモンロー上、生涯不動産権のような権利は存在せず、そのために信託が活用される。

② 信託は時の経過に伴う事情の変化に柔軟に対応できる点である。

不動産のみに関して言えば、相次ぎ承継を考える場合、コモンロー上の生涯不動産権を譲渡することにより対応が可能である。しかし、時代の変化に伴いその不動産が生涯不動産権者の利益にそぐわないものとなる可能性は否めない。そしてこのような可能性を排除するためには、信託の受託者に信託財産を不動産から他の財産に転換する等の裁量権を与えることにより柔軟な対応ができる。

米国におけるエステイト・プランニングと信託について

③ 財産の管理を信頼できる受託者に委ねることができる点である。

生存配偶者等の生活扶助について考える場合、生存配偶者等は財産を有効に管理、運用できない可能性がある。その点コモンロー上の所有権を財産の運用・管理の専門家である金融機関等の受託者に与えることにより、信託の受益者である生存配偶者等の利益を守ることができる。

④ 生前信託が可能である点である。

この生前信託においては、遺産管理手続を回避できるという利点がある。

以上、米国のエステイト・プランニングと信託について概観してきたが、米国の相続に関する制度は複雑であり、全ての事項について研究することはできなかった。この点については今後の課題にしたいと思う。

(2) 本稿では財産の相続に関するエステイト・プランニングについて報告するが、本来の概念は個人個人のニーズに合わせて行い財産法、信託法、遺言法、将来権に関する法律、保険法、および税法の規定の実践的総合応用技術とでもいうべきもので、広範囲を取り扱う分野である。そのため、しばしばエステイト・プランニングは、タックス・プランニング、ビジネス・プランニング、インシュアランス・プランニングと同義語としても使われている。

(3) 100,000ドルまでの部分：5%

100,000ドル超300,000ドルまでの部分：5%

300,000ドル超1,000,000ドルまでの部分：3%

1,000,000ドル超5,000,000ドルまでの部分：2.5%

5,000,000ドルを超える部分：2%

The American College of Probate Counsel "Fees of Executors, Administrators and Testamentary Trustees (5th Study 1989)".

(4) 民法第1028条.

(5) 鰥夫産権 : curtesy (At common law, a husband's rights, upon his wife's death, to a life estate in the land that his wife owned during their marriage, assuming a child was born to the couple).

寡婦産権 : dower (At common law, the rights of a wife, upon her husband's death, to a life estate in one-third of the land that he owned,

of which she cannot (with few exceptions) be derived by any transfer made by him; although most states have abolished dower, many of the jurisdictions retaining the concept have expanded the wife's share from one-third to a full interest).

夫婦共有財産 : community property (Property owned in common by husband and wife as a result of its having been acquired during the marriage by means other than gift or inheritance, each spouse holding a one-half interest in the property; the nine community-property states are Arizona, California, Idaho, Louisiana, Nevada, New-Mexico, Texas, Washington and Wisconsin).

以上, *Black's Law Dictionary*.

- (6) その他の権利としては限嗣不動産権があげられる。この権利は権利者の直系卑属のみが相続できる自由保有権である。現在では1925年の財産法により、信託によって設定しうるエクイティー上の権利でその対象は土地のみならず動産も含まれる。但し、米国では多くの州で廃止されている。

Ⅲ わが国の相続における信託の活用

日本における連続受益者型信託の活用の可能性について考察することとする。米国においてはエクイティー上、信託受益権が存在し、それ故に信託を用いて生存配偶者等の生活扶助のニーズに応えることができるということは前章で述べた。

ここでは、まず日本における相続関連業務の現状について概観し、次に日本における連続受益者型信託の活用の可能性とその際の問題点について考察する。

1. 信託銀行の相続関連業務の現状と課題

(1) 現 状

日本の信託銀行による相続関連業務、ここでは狭義の遺言信託のほか、広義の遺言信託、つまり遺言書の保管・遺言執行業務や、遺産整理業務を含めて簡単にその取扱状況を概観する。

まず、狭義の遺言信託、つまり信託法第2条による信託であるが、その取扱件数はわずかであり、また私益信託の分野では実例が乏しく、ほとんどは遺言による公益信託の設定である。しかし、相続における個人のニーズは多様化・複雑化してきており、狭義の遺言信託が生存配偶者・障害者・未成年者等の扶助や、事業承継の解決策として果たす役割は小さくないものと考えられる。

次に遺言書の保管・遺言執行業務であるが、昭和4年の信託業法第5条の改正により信託銀行に財産に関する遺言の執行業務が認められてからおよそ70年が経過した。当初、遺言が国民にあまり浸透していなかったこと等により遺言作成件数自体が少なく、信託銀行の取扱件数もわずかだったようである。

その後、社会の高齢化や資産形成が進んだことから遺言作成に需要が高まり、信託銀行の体制整備も相まってその取扱件数は飛躍的に伸びてきた。⁽⁷⁾ 信託銀行では遺言の執行を伴うものと、遺言書の保管のみを行うものの両者を取り扱っているが、現在ではノウハウの蓄積や、顧客からの要請もあり、執行を伴うものがより多く取り扱われている。このように、遺言執行者としての信託銀行の役割は相当浸透してきた感がある。

最後に、信託業法第5条の財産の整理・精算に関する代理事務として行っている遺産整理業務についてであるが、これについても、信託銀行の相続関連知識の蓄積に伴い、その取扱件数は業界全体で年間700件程度に達している。⁽⁸⁾ この業務での信託銀行の役割は相続人全員から委任を受けて、中立的な受任者として機能することであり、それによって相続手続を円滑に進めることが可能となる。以上のように、個人の大きな関心事である円滑な相続の実現について、信託銀行がその一翼を担っているということを誇りに思うものであり、また今後ともこれらの業務をさらに発展させていく必要があると考える。

(2) 課題——狭義の遺言信託の活用——

ここで、相続関連業務において中心的業務である遺言書の保管・執行業務の性格と問題点について考察する。この業務は、遺言者が所有している財産を単純に誰に相続させるかについて生前に決定しておき、遺言の執行を信託銀行に託すことによって遺言内容の確実な実現を図るものである。

しかし、例えばもし、遺言者に「その所有財産を単純にある者に相続させるのではなく、ある一定期間についてはその財産から生じる利益を別の者に与えたい」というような意思がある場合に、その遺言内容を実現するにはどのような方法が考えられるであろうか。

わが民法において、実現可能性がある方法としては負担付遺贈があげられる。負担付遺贈とは、受遺者となる者に、いわゆる受益者のために一定の債務を負担させる趣旨の遺贈である。しかし、その受益を受ける者の権利保護の面から考えると、その者が遺言者の相続人でない場合には義務の履行請求をできるか不明確であり、また相続人であっても、履行請求してもなお義務の履行がないときは遺贈の取消しを請求できるのみである⁽⁹⁾。このように、負担付遺贈では受益を受ける者の権利保障は十分に図られているとは言えず、そのために遺言内容を確実に実行するという意味においては問題があるものと考えられる。

そこで活用が期待できるものとして、連続受益者型信託が考えられる。具体的には、遺言者の意思に基づく様々なニーズの連続受益者型信託が考えられるが、ここでは生存配偶者の生活扶助および財産承継の目的を併せもつ連続受益者型信託の可能性について考察する。

2. 連続受益者型信託の可能性

(1) 問題の所在

先に述べた米国の連続受益者型信託の最大の機能は、途中の受益者には信託財産より生じる利益を享受する権利のみを与え、財産価値を保ちながら最終的にその財産を別の者に承継するところにある。そこでの遺言者の意思の1つは、途中の受益者の生活安定等のために財産を役立てたいというものであり、もう1つは最終的に特定の者に財産を承継することである。そしてこれらの意思から生じる受益者間の権利調整はエクイティー上の信託受益権、また受託者の存在によって十分実現されている。

日本では信託という機能がありながら、このエクイティー上の信託受益権と同様の権利が認められていないということで、連続受益者型信託の可能性はな

米国におけるエステイト・プランニングと信託について

いのであろうか。日本と米国における法体系は異なるため、米国の連続受益者型信託と全く同種の信託は不可能としても、同様の効果を創出することは可能と考える。

(2) 信託の仕組みの試み

ここで日本の現行法の下で連続受益者型信託は可能であるという前提の下で、まず受益者連続機能を備えた信託の仕組みを試みたい。なお、そもそも日本において連続受益者型信託は可能であるかについては後述する。

① 連続受益者型信託の要件

試みる連続受益者型信託の要件は以下の8点である。

a. 2つの信託目的：1つは生存配偶者の生存中はその生活を扶助することであり、もう1つは生存配偶者死亡の際に信託財産を直系卑属に帰属させることである。

信託目的の1つが直系卑属に信託財産を帰属させる点についてであるが、遺言者の意思は生存配偶者の生存中の生活扶助とともに生存配偶者が死亡した段階で財産の完全な所有権を直系卑属に帰属させることであり、このことを信託目的に明示することによって、信託法第63条に規定する信託終了の際において法定信託となった場合の信託目的を明らかにするという効果がある。

b. 信託期間：生存配偶者の死亡時までとする。

この信託の目的は生存配偶者の生存中に限り信託より生じる収益を享受させることであり、生存配偶者の死亡後は信託を存続させる必要はないため、生存配偶者の生存中を信託期間とするものである。そして生存配偶者の死亡により、もともとの信託は法定信託に引き継がれることとなる。

c. 信託の関係当事者：委託者を遺言者、信託期間中の収益受益者を生存配偶者、元本受益者を信託終了時の指定帰属権利者を直系卑属とする。なお、ここでは遺言者は民法で定める遺言能力を備えており、収益受益者・元本受益者ともに民法の受遺者適格要件から類推される受益者および帰属権利者の適格要件⁽¹⁰⁾を備えているものとする。

信託期間中に収益・元本受益者を別々の者とするについてであるが、わ

が信託法において明文規定はないが、信託受益権には、信託財産の管理・運用から生じる利益を享受する「収益受益権」と、信託財産のうち元本の部分を享受する「元本受益権」とがあると解されており、信託行為においてこれらの権利を別々の者に帰属させることについては、問題ないものとされている。収益受益者と元本受益者の区別を規定することについては信託法改正試案⁽¹¹⁾においても主張され、また現に信託実務では、社内預金の保全を図ることを目的とする社内預金引当信託において、収益受益権を会社に、元本受益権を社内預金者にそれぞれ帰属させる例がある。遺言による信託の場合においても、収益受益権と元本受益権を別々の者に帰属させることはできないという必然的理由は見当たらないと考える。よって連続受益者型信託においても、収益受益権と元本受益権を別々の者に帰属させることは可能であると考えられる。

また、収益受益権と元本受益権を別々の者に帰属させることは試みる連続受益者型信託が民法上の通説では無効とされている後継ぎ遺贈には当たらないものと解する点において実益があると考えられる。

収益受益権・元本受益権の性質についてであるが、生存配偶者を収益受益者とするのは、米国における連続受益者型信託の途中受益者に帰属するエクイティー上の信託受益権が、信託財産から生じる利益を享受する権利であることから、日本の信託において、米国の信託受益権と同様の効果をもたらすものとしては、収益受益権があることによるものである。連続受益者型信託での収益受益権は、収益受益者である生存配偶者の生存中に限り有効であり、またその生活扶助を信託目的とすることから一身専属権と解され、譲渡性、相続性⁽¹²⁾はない。

信託期間中、直系卑属を元本受益者とするのは、次のような理由からである。直系卑属はこの信託において指定帰属権利者でもあり、最終的に完全な所有権を取得する者であるが、信託期間中に指定帰属権利者が有する権利は一種の期待権と解され、信託法上この期待権を保護する規定が存在しない点を考慮したものである。信託期間中、直系卑属を元本受益者とすることによって、直系卑属に信託法第23条「裁判所に信託財産管理方法の変更を請求する権利」、第40条2項「信託事務の処理に関する書類の閲覧を請求し、受託者の説明を求める

権利」等信託事務が適正に行われることを監督する権能を帰属させ、単なる期待権ではなく具体的に信託の利益享受を確実にすることとしたものである。また、直系卑属のもつ元本受益権については、生存配偶者の収益受益権とは異なり一身専属権とは解されず、直系卑属が死亡した場合にはその相続財産に帰属する。

指定帰属権利者の権利についてあるが、帰属権利者とは信託法上、信託終了の局面において信託終了後の残余財産を正当な権利者に帰属させるために設けられた独特の法的資格である。この法的性質については学説が分かれており、特に信託行為で指定された指定帰属権利者を信託期間中においても受益者と同様に保護すべきか否かについては明らかにされていない⁽¹³⁾。信託法には第63条において法定信託における「帰属権利者を受益者と看做す」という規定のみが置かれ、信託期間中においても帰属権利者を受益者と見做す旨の規定がおかれていない事実を厳格に解釈し、帰属権利者は信託終了にあたっては受益者と同様に保護されるが、信託期間中に帰属権利者のもつ権利は、たとえそれが信託行為で指定された指定帰属権利者であっても、一種の期待権に止まるものと考えられる。このように解すると、信託行為で直系卑属を帰属権利者に指定するだけでは、直系卑属は信託期間中においては条件付権利の侵害を定めている民法第128条や、条件付権利の処分等を定めている第129条の保護を受けられるに止まる。そしてこれらの民法上の保護規定だけでは、直系卑属が帰属権利者として信託の利益享受を確実にすることができない場合も考えられるため、信託期間中において、直系卑属を元本受益者としておく必要があると考える。そして、そうすることによって信託終了に際して、直系卑属は自分の期待していた形で残余財産を取得できると考える。なお、生存配偶者の死亡前に直系卑属が死亡した場合には、民法第129条の条件付権利の処分規定により、一般の相続の規定に従うことから、直系卑属の帰属権利はその相続財産に帰属することになる。

以上、信託の関係当事者については、信託期間中は生存配偶者を収益受益者、直系卑属を元本受益者とし、信託終了に際しては直系卑属を指定帰属権利者とすることで、連続受益者型信託の関係当事者の権利は十分に保障されると考え

る。

d. 信託財産：遺言者が所有していた財産。

ここでは仮に株式とするが、信託銀行は信託業法第4条に規定する財産であれば何れの財産であっても受託することが可能である。

e. 信託行為の方式：民法第960条以下に規定する遺言の方式に従うものであり、ここでは遺言者の真意をより確定的なものにできる公正証書遺言によるものとする。

信託行為の方式を遺言の方式に従って行うものとすることについてであるが、遺言信託は経済的、実質的効果から見て一種の遺贈であり、民法の遺贈に関する規定が適用または類推適用されると称されると解されている⁽¹⁴⁾。よって、遺留分を侵害する遺言信託については民法第1028条に規定する遺留分権利者からの減殺請求に服すべきものとする。

f. 信託期間中の信託解除：収益受益者および元本受益者が共同して、受託者に信託の解除を請求した場合には信託解除を認める旨の別段の定めを設けるものとする。

信託の解除に関する信託法の規定のうち第57条は自益信託についての規定であり、遺言信託は他益信託なのでその適用はない。自益信託以外の信託の解除に関しては、信託法第58条で「受益者が信託利益の全部を享受する場合に於て信託財産を以てするに非されは其の債務を完済すること能はさるとき其の他已むことを得ざる事由あるとき」に限り、裁判所は信託解除を命ずることができる旨規定している。この連続受益者型信託については生存配偶者、直系卑属のいずれも信託利益の全部を享受する者ではなく、受益者が複数に分かれる場合には受益者全員について、「信託財産を以てするに非されは其の債務を完済すること能はさるとき」または「已むことを得ざる事由あるとき」という事由の一致があれば、信託法第58条の規定が適用されると解される。「已むこと得ざる事由」とは、この信託においては、信託財産である株式を売却換価しそれをもってするのでなければ生計を維持することが困難であるときなどがあげられ、⁽¹⁵⁾かなり厳格なものである。

米国におけるエステイト・プランニングと信託について

この信託では信託法第58条以外の場合においても信託設定後は受益者の利益を尊重すべきであると考えているので、受益者双方の合意があればそれは実質所有者の意思であり、信託法第59条に基づく別段の定めによって信託を解除する余地を残すべきものであり、信託解除に関する別段の定めは必要と考える。

g. 信託財産の管理・運用：信託財産が株式のため、原則有価証券管理信託として株式の管理保管のみを行うものとする。

有価証券管理信託の具体的な業務は株式の保管、配当金の受領、権利保全、株主権の行使に関するものがある。権利保全としては、例えば株式に対して有償増資に伴う新株引受権が発生し、受益者の利益のために新株を引き受けること等がある。また、株主権の行使の代表的なものとして株式保有に伴う議決権の行使を行うことがあげられる。

また信託財産を貸付等で積極的に運用することの可能性についてであるが、この信託の目的の1つは生存配偶者の生活扶助であり、もう1つは信託財産を直系卑属に帰属させることである。この信託目的の下では原則、受託者はひたすら信託財産の喪失・減少を防止し、保全につとめる必要があると考える。⁽¹⁶⁾しかし、株式より生じる配当だけでは生存配偶者の生活扶助が十分に成されない等不測の事態が発生した場合には、受託者は信託目的を達成するために、株式の貸付運用等を行う必要があると考える。なお、この場合でも貸付先の選定を厳密に行い、信託財産の保全につとめることは言うまでもない。

h. 費用・支出の負担に関する規定：受益者が複数存在するため、信託財産の管理・運用に伴う費用・支出をどちらの受益者が負担するかについて規定を設けることが必要である。

この信託において想定される主な費用・支出には次のようなものがある。それは配当に係る租税、有償増資払込金、信託報酬である。

それぞれどちらの受益者が負担すべきかであるが、配当金に係る租税は信託の収益享受に伴うもののため収益受益者である生存配偶者が、有償増資払込金は信託の元本享受に伴うものため元本受益者である直系卑属が負担すべきものである。そして信託報酬は生存配偶者、直系卑属両方の受益者の利益に対す

る費用であり、どちらか一方の受益者に負担させることはできないと考える。具体的な負担方法であるが、それぞれの受益者に対し別々の基準により信託報酬を負担させる方法が考えられる。例えば、収益受益者には信託の収益額、元本受益者については株式の額面金額を基準とし、その金額に一定の料率を乗じた金額を信託報酬とする方法があげられる。

3. 連続受益者型信託の問題点

試みた連続受益者型信託が現行法の下で可能であるかについて、検討すべき問題点を3点あげるとともに、これらに関する考えを述べる。

(1) 信託法における有効性の問題

日本の信託法の下でこの連続受益者型信託は認められるものなのかという問題がある。

確かに連続受益者型信託の仕組みにおいて、信託期間中の収益受益者および元本受益者から信託終了の際に法定信託の受益者へと、受益者が連続する状況が発生する。しかし、この点については、信託法において第62条、第63条の規定があることから問題ないもの⁽¹⁷⁾と考える。信託法第62条では信託終了の場合において信託行為に定めた信託財産の帰属権利者がいないときは、その信託財産は委託者またはその相続人に帰属すると規定しており、信託行為で帰属権利者を指定した場合にはその者に信託財産が帰属することを意味する。また、信託行為で指定された帰属権利者は信託法第63条により受益者とみなされ、この地位はもともとの信託の受益者と何ら変わるものではないと解されている。つまり信託行為において、信託終了の場合における帰属権利者が指定されている場合には、その者が法定信託の受益者とみなされ、ここに受益者連続の状況が発生することになるが、それは信託法が認めたことであり、この連続受益者型信託を無効と解する理由はない。

(2) 後継ぎ遺贈との類似性の問題

① 後継ぎ遺贈

民法上、遺産の相次ぎ承継を目的とする後継ぎ遺贈という遺贈手段がある。

これは受遺者の受ける遺贈利益を、ある条件の成就または期限の到来によって他の受遺者に移転させるものである。この遺贈は民法上、無効とされることが通説となっているが⁽¹⁸⁾、これと経済的効果を同じくする連続受益者型信託も否定されるべきものかという問題がある。

② 後継ぎ遺贈否定説の根拠

後継ぎ遺贈否定説は、その根拠として次の7つをあげている。

- a. 第二次受遺者の権利保障の内容が不明確である。
- b. 第一次受遺者の目的物に対する処分権は制限されるのか否かなど、第一次受遺者の受ける遺贈利益が不明確である。
- c. 第一次受遺者の処分権を制限しなければ第二次受遺者への後継ぎ遺贈は保障されないし、第一次受遺者の処分権を制限することは、その遺贈を空虚なものにしかねない。
- d. 第一次受遺者の死亡前にその相続人がその財産を処分したらどうなるか。
- e. 第一次受遺者の相続人の債権者が相続開始と同時に財産を差し押さえたら、第二次受遺者はその債権者に対抗できるのか。
- f. 仮に対第三者関係は全て対抗問題として処理するとしても、そのような解決が今日の家庭生活や取引に適合するものか疑問である。
- g. 後継ぎ遺贈を巡る複雑な問題を、明文規定を欠く現行法の下で解決するのは不可能である。

要するに、この否定説は米国における生涯不動産権、信託受益権のような権利を認めていない民法の下で後継ぎ遺贈によって制限的所有権の創出を容認することは、法律関係を複雑にし法的安定性を害するので後継ぎ遺贈は認められないと主張しているといえることができる。

確かに、民法においては制限的所有権を認めておらず、所有権は目的物を自由に使用・収益・処分できる権利であり、その所有者は所有権の行使について何人の干渉も受けるものではない、という所有権絶対の原則が存在する。また、このような制限的所有権は物権法定主義からみて当然に明文をもって認めるべきもので、これがないということは、現行民法上はこれを認めることはできな

いと言わざるを得ない。後継ぎ遺贈はこの所有権の原則を阻害するものであり、法的安定性を乱すものとして無効と解するのが妥当と考える。

③ 連続受益者型信託の有効性

連続受益者型信託が後継ぎ遺贈と解されないとする理由を後継ぎ遺贈否定説の根拠を信託に置き換えて説明する。

a. 第1の根拠は、元本受益者かつ指定帰属権利者である直系卑属の権利保障の内容が不明確であるということだが、連続受益者型信託の要件の説明のところで述べたとおり、直系卑属は信託期間中には元本受益者として、信託終了の場合の法定信託の元本および収益の受益者として保護され、最終的に信託財産が交付されたときには完全な所有権者となるものであり、その権利保障は十分に図られており、問題はないと考える。

b. 第2は、収益受益者の処分権が制限されるかどうかなど、その権利が不明確な点であるが、この点については、収益受益権は信託から生じる収益のみをその生存中に限り享受できる権利であり、その権利は明確である。また、収益受益者の権利はその生存中に限り有効なものであり、また信託の目的は生活扶助であることから、一身専属権と解されるので、その処分権は制限される。

c. 第3は、生存配偶者が収益受益権のみをもち、処分権をもたないということが空虚なものと言えないかということだが、この信託における委託者の意思は、そもそも収益部分のみを生存配偶者に享受させるとともに、最終的に完全な所有権を直系卑属に帰属させることであり、ここでは問題となりえない。

d. 第4は、生存配偶者の死亡前にその受益権を生存配偶者の相続人が処分したらどうなるかということであるが、これについても信託の要件のところで述べたように、そもそも生存配偶者のもつ受益権は一身専属権と解され、本質的に譲渡性はないため問題とならないと考える。

e. 第5は、そもそも生存配偶者の債権者がその相続開始と同時にその受益権を差し押さえることができるかということになるが、この点については受益権はその死亡と同時に消滅するため、差押可能性はなく、この信託では問題となりえない。

米国におけるエステイト・プランニングと信託について

f. 第6は、対第三者関係は全て対抗問題で処理するとしても、そのような解決が今日の家庭生活や取引に適合するものか疑問であるということだが、そもそもこの信託では生存配偶者のもつ権利は一身専属権と解され、譲渡性、差押可能性はない解される。よって、家庭生活や取引において対抗問題で第三者関係を処理すること自体がこの信託ではありえないと考える。

g. 最後の点は、現行の信託法の明文規定のみによって、このような信託をめぐる法律関係を処理することが可能かということになる。確かに信託法では、収益受益権・元本受益権の区別、また両者の公平を保つための受託者の義務等、明文の規定がないものがある。しかし、この信託の要件のところ述べており、受益権を収益受益権と元本受益権に区別することは解釈上問題ないと考えられ、また受託者の公平義務についても信託から発生する利益、信託の運営上発生する費用・支出をいずれの受益者に帰属させるかについて、信託行為で予め定めておくことにより、問題が発生する懸念はないと考える。以上要約すると、検討した連続受益者型信託には利益を受けるものが複数存在するという点において後継ぎ遺贈と類似しているが、この信託では収益受益者と元本受益者を別々の者とし、また信託終了の際の帰属権利者を指定することにより、信託関係人の権利を明確にしていることから法的安定性を乱すものとは言えないため、有効なものと解されると考える。

(3) 信託期間の問題

信託期間が相当長期にわたった場合、信託財産が信託目的に長期間拘束されることになり、事実上処分禁止財産となってしまうので、財産の取引・流通を阻害する要因となり、民法第90条の公序良俗違反に該当して無効と考えられる。

米国の信託では、その存続期間は一般に信託設定時に生存している受益者の死亡後21年以内とされているが、わが信託法には明文規定がない。⁽¹⁹⁾

現行法における解釈としては、民法第604条の賃借権の存続期間や同じく第167条2項の債権または所有権以外の財産権の存続期間を類推して20年とする⁽²⁰⁾か、信託財産は実質、受益者のものであるから、所有権と同様存続期間はないとすることが考えられる。

試みた連続受益者型信託について考えてみると、本信託の目的の1つは生存配偶者の生存中の生活扶助にあり、存続期間を限定してしまうのはかえって委託者の意図に反する結果となると思われる。本来であれば、信託目的別に存続期間の基準が定められるべきであると考えるので、一律に規制するのは不相当であり信託期間は生存配偶者の死亡までとするのが適当と考える。

また、このように定めた場合、期間の定めは生存配偶者の死亡までという不確定期限であり、必ず期間は満了することとなるので、いわゆる「永久権禁止の原則」に抵触することもない。

- (7) 平成9年9月末で、信託銀行が預かっている遺言書件数は21,029件で、うち遺言執行を伴うものの件数は14,803件である。これに対し、10年前の昭和62年9月末は、全体で2,675件で、執行を伴うものは1,841件であった（信託協会資料）。
- (8) 平成9年度上期中に信託銀行が取り扱った遺産整理業務は422件で、毎期中はほぼ同様の件数を取り扱っている（同協会資料）。
- (9) 中川善之助・泉久雄『相続法（第3版）』554頁参照。
- (10) 民法第965条、第886条、第891条参照。
- (11) 信託法改正試案第7条の2、『信託法研究』第10号53～54頁参照。
- (12) 四宮和夫『信託法（新版）』328～331頁参照。
- (13) 四宮和夫『信託法（新版）』307頁参照。
- (14) 四宮和夫『信託法（新版）』104～105頁参照。
- (15) 松本崇『特別法コンメンタール信託法』270頁参照。
- (16) 田中實「信託の機能的類型化について」・『民法・信託法理論の展開』401～407頁参照、本稿で試みる信託は「保全・保護的類型」に属するものであり、よってひたすらに信託財産を安全に維持・保護する必要がある。
- (17) 四宮和夫『信託法（新版）』128頁参照。
- (18) 中川善之助・泉久雄『相続法（第3版）』563～564頁参照。
- (19) (20) 新井誠『高齢社会と信託』285頁参照。

Ⅳ おわりに

以上、米国におけるエステイト・プランニングと信託について概観し、また

日本における連続受益者型信託の可能性とその問題点について考察した。

しかし、試みた連続受益者型信託のケースはほんの一例にすぎず、今後、社会の高齢化、相続における個人のニーズの多様化・複雑化に伴い、次のような連続受益者型信託の可能性が考えられると思う。その1つは、保有する全ての財産を最終的には子供たちに相続させたいが、妻が生存中はその生活扶助のために財産より生じる利益を享受させ、妻の死亡時には子供たちに財産を取得させる目的の信託である。2つ目は自社株式を第三者に遺贈したいが、その株式より生じる配当だけは残した妻に享受させる目的の信託であり、3つ目は障害者が死亡するまではその障害者に信託の利益を享受させ、障害者の死亡後は障害者が世話になった施設または障害者のための公益信託に財産を遺贈するようなものである。このような二世代にわたる財産承継のニーズは少なからずあると思われる。そして、これらのニーズに応える手段として、連続受益者型信託を可能にすることは意義のあることと考える。

連続受益者型信託は現行法の解釈により有効に成立しうるものと考えているが、この問題についてはこれまであまり検討されていないこともあり、不十分な点が多々あり、また立法論的解決も必要であると考えている。本稿が相続関連分野において、信託制度がさらに活用されることに資するものとなれば幸甚である。

(大和銀行信託業務部部长代理)

